

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和3年7月【第9報】

も

1. 経済・生活面の支援

■ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） p. 1

く

2. 中小企業者等への支援

■ 緊急事態宣言に伴う追加応援支援金 p. 2

■ 【第2弾】地場産品販売促進支援事業 p. 3

じ

3. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

p. 3

4. 申請期限等の延長

■ 農林業災害対策資金利子補給金 [貸付実行期間の延長] p. 4

■ 生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】 [申請期限の延長] p. 4

■ 生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】 [申請期限の延長] p. 4

■ 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 [適用期間の延長] p. 4

■ 後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給 [適用期間の延長] p. 4

1. 経済・生活面の支援

子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯以外分）を給付します



市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）とは

右記の「対象となる方」に、児童数及び家計状況に応じて国から給付するものです。

◆給付金額は 児童一人当たり 5万円

◆申請方法は

◇（1）または（2）に該当する方

申請は不要。児童手当または特別児童扶養手当の登録口座へ振り込みを予定しています。

◇（3）から（5）までのいずれかに該当する方
申請が必要となりますので、申請書類等を提出してください。

申請期限は、令和4年2月28日までです。

◆申請に必要なものは

申請書類、振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し、本人確認書類、収入が大きく減少したことがわかる書類等（給与明細など）

◆対象となる方は

次のいずれかに該当する方

（1）令和3年4月の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度の住民税均等割が非課税の方

（2）令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方で令和3年度の住民税均等割が非課税の方

（3）令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等で令和3年度の住民税均等割が非課税の方

（4）令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児については20歳未満）を養育する父母等であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められた方

（5）令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められた方

2. 中小企業者等への支援

緊急事態宣言に伴う追加応援支援金を給付します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆緊急事態宣言に伴う追加応援支援金とは

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象とならず、宮城県の緊急事態宣言により影響を受けた事業者に支援金を追加給付するものです。

◆対象となる方は

第2弾中小企業等事業継続応援支援金の対象事業者で、主として次の事業を営む方

1. 製造業（酒類製造業）
2. 運輸業（一般旅客タクシー・バス）
3. 小売業（酒小売業）
4. 宿泊業（温泉・旅館・ビジネスホテル）
5. 生活関連サービス・娯楽業（旅行業・興行団、運転代行業）

※次の協力金・支援金の支給を受けた事業者は除く。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（令和3年4月5日から5月12日までの協力要請）
2. 第2弾中小企業等事業継続応援支援金における追加給付（運転代行業は除く）

◆申請期間は

令和3年7月5日から8月31日まで

◆給付額は

第2弾中小企業等事業継続応援支援金申請時の減収影響額に応じて、最大40万円を追加して給付します。

20万円以上30万円未満の減収	10万円
30万円以上40万円未満の減収	20万円
40万円以上50万円未満の減収	30万円
50万円以上の減収	40万円

※減収影響額が20万円に満たない場合は対象外となります。

ただし、本追加支援金は第2弾応援支援金と合算した場合に、前年同月の平均売上金額を上回らない金額となります。

※下記の「追加応援支援金の給付例」を参照ください。

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※申請書類は、第2弾中小企業等事業継続応援支援金の交付決定を受けた事業者へ郵送します。

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書兼請求書
- ◇各種許可書等（酒類製造・酒類販売業免許、旅館営業許可、自動車運送事業許可など）

注1) 交付要綱等の詳細につきましては、栗原市ウェブサイトでお知らせします。

注2) 法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。

注3) 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、支援金の返還を求めることがあります。

注4) 本支援金の対象者で、第2弾中小企業等事業継続応援支援金の申請をされなかった方は、市産業戦略課へお問い合わせください。

追加応援支援金の給付例

【連続する3か月間の平均売上額 **20万円** (①)、前年同月の平均売上額 **45万円** (③) の場合】

第2弾中小企業等事業継続応援支援金	10万円〔1事業者あたり10万円〕
	+
緊急事態宣言に伴う追加応援支援金	10万円〔20万円以上30万円未満の減収で10万円に該当〕
	※本ページ右上 ◆給付額は を参照
給付合計額	20万円 … (②)

◆給付限度額について

連続する3か月間の平均売上額 (①) と給付合計額 (②) の合計額が前年同月比の平均売上額 (③) を上回らない金額となります。

3か月間の平均売上額 (①)	+	給付合計額 (②)	≤	前年同月の平均売上額
20万円		20万円		45万円 … (③)

農林水産物やその加工品を含む 販売イベントに助成します



農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆第2弾地場産品販売促進支援事業とは

市内産の農林水産物や6次化加工品といった地場産品販売を含む販売イベント等を開催するための経費の一部を助成するものです。

◆対象となる販売イベント等

7月以降に実施する次のイベント

1. 地場産品の販売を含む販売イベント
2. イベント開催に併せた地場産品他販売

※既存・新規のイベントは問いません。

※会場となる自治体のイベント開催方針に則っていることを前提とします。

◆対象となる経費

1. 感染症予防対策費
2. 会場関係費
3. 宣伝費

※既存イベントと新規イベントとでは対象経費に違いがありますのでお問い合わせください。

◆助成内容は

対象経費の4分の3以内の額（上限20万円）

◆対象となる方は

市内の販売イベント実行委員会等主催団体

◆申請期限は

令和4年1月31日まで
※予算の範囲内で先着順となります。

◆申請方法は

1. 販売イベント開催前に事業計画書を提出
2. 販売イベント開催後に決算内容に添付して申請書兼請求書を提出

◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇決算書と領収書の写し
- ◇販売イベントの写真
- ◇誓約書
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

3. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

一定の要件を満たす生活困窮世帯に 支援金を給付します



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

◆新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金とは

総合支援資金の再貸付が終了する等により、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、またそれが困難な時は生活保護の受給へつなげるため支給するものです。

◆対象となる方は

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件をすべて満たす世帯

1. 収入が①+②の合計額を超えないこと
 - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ②生活保護の住宅扶助基準額
2. 資産が上記①の6倍以下（ただし100万円以下）
3. 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ◇公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ◇就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

◆給付額は

1か月ごとに以下の額を支給

1. 単身世帯 6万円
2. 2人世帯 8万円
3. 3人以上世帯 10万円

◆給付期間は

最長3か月間

◆申請期限は

令和3年8月31日まで

◆申請方法は

申請書に必要書類を添えて提出

◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇申請時確認書
- ◇再貸付に係る借用書の写し等
- ◇収入が確認できる書類の写し
- ◇本人確認書類の写し
- ◇求職受付票（ハローワークカード）の写し
- ◇振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

4. 申請期限等の延長

『農林業災害対策資金利子補給金』の貸付実行期間の延長



農林振興部農業政策課
☎22-1135

支援制度名称	変更前	変更後
農林業災害対策資金利子補給金	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日まで

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の申請期限の延長



栗原市社会福祉協議会事務局
☎23-8070
(栗原市築館薬師三丁目6-2)

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度【特例貸付】	令和2年3月25日から 令和3年6月30日まで	令和2年3月25日から 令和3年8月31日まで
生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度【特例貸付】	令和2年3月25日から 令和3年6月30日まで	令和2年3月25日から 令和3年8月31日まで

『国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給』及び『後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給』の適用期間の延長



市民生活部健康推進課
☎22-0370

支援制度名称	変更前	変更後
国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月1日から 令和3年6月30日までの間に 労務に服することができない期間	令和2年1月1日から 令和3年9月30日まで の間に労務に服することが できない期間
後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月1日から 令和3年6月30日までの間に 労務に服することができない期間	令和2年1月1日から 令和3年9月30日まで の間に労務に服することが できない期間

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■ 栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>

